

## 1. 対象とされる軽自動車

該当する障害の程度は裏面のとおり

	取得者 所有者	運転者	要件
1	身体障害者等	当該身体障害者等	
2	身体障害者等	当該身体障害者等と 生計を一にする者	
3	身体障害者等（身体 障害者等のみで構成 される世帯に限る。）	常時介護する者	専ら当該身体障害者等の通 学、通院及び生業のために使 用されているものに限り、週 3回以上使用されているもの とする。
4	当該身体障害者等と 生計を一にする者	当該身体障害者等	専ら当該身体障害者等の通 学、通院及び生業のために使 用されているものに限り、
5	当該身体障害者等と 生計を一にする者	当該身体障害者等と 生計を一にする者	専ら当該身体障害者等の通 学、通院及び生業のために使 用されているものに限り、

※3, 4, 5については、**身体障害者等のかたの就労又は、通学、通園、通所、若しくは通院に専ら使用するためのものであること。**（その車両が主に身体障害者等のかたのために使われるものであって、そのかた以外の**家族のために主に使われるものではないこと。**）

※近隣市町の状況も踏まえて、**生計が同一であることとは、住所が同一であることと**します。

### 【減免台数】

○軽自動車税の減免は、身体障害者等のかた一人につき1台。

○普通自動車等複数所有する場合においても、自動車税対象車両を含めて1台。

## 2. 障害の程度

### (1) 身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている方

障害の区分	本人が運転		ご家族の方が運転	
	身体障害者手帳	戦傷病者手帳	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
視覚障害	2級・3級		1級～3級・4級の1	
聴覚障害	2級・3級	特別項症～4項症	2級・3級	特別項症～4項症
平衡機能障害	3級		3級	
音声機能障害※	3級	特別項症・2項症	3級	特別項症・2項症
上肢不自由	1級・2級	特別項症～3項症	1級・2級	特別項症～3項症
下肢不自由	1級～6級	特別項症～6項症	1級～4級	
体幹不自由	1級～3級・5級	第1款症～第3款症	1級～3級	特別項症～4項症
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能		1級・2級	
	移動機能		1級～6級	
心臓機能障害	1級・3級		1級・3級	
じん臓機能障害				
肝臓機能障害	1級～3級		1級～3級	特別項症～3項症
呼吸器機能障害	1級・3級	特別項症～3項症		
小腸の機能障害			1級・3級	
ぼうこう又は直腸の機能障害				
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級		1級～3級	

※ 音声機能障害・・・咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限る

### (2) 療育手帳の交付を受けている方

障害の区分	本人が運転	ご家族の方が運転
知的障害	A・A1・A2・A3・B1	
	知能指数50以下の知的障害者の方で、「日常生活で常時介護を要する程度の障害を有する者」と、障害者更生相談所で判定された方(家族運転の場合は児童相談所を含む)	

### (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

障害の区分	本人が運転	ご家族の方が運転
精神障害	1級	